

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

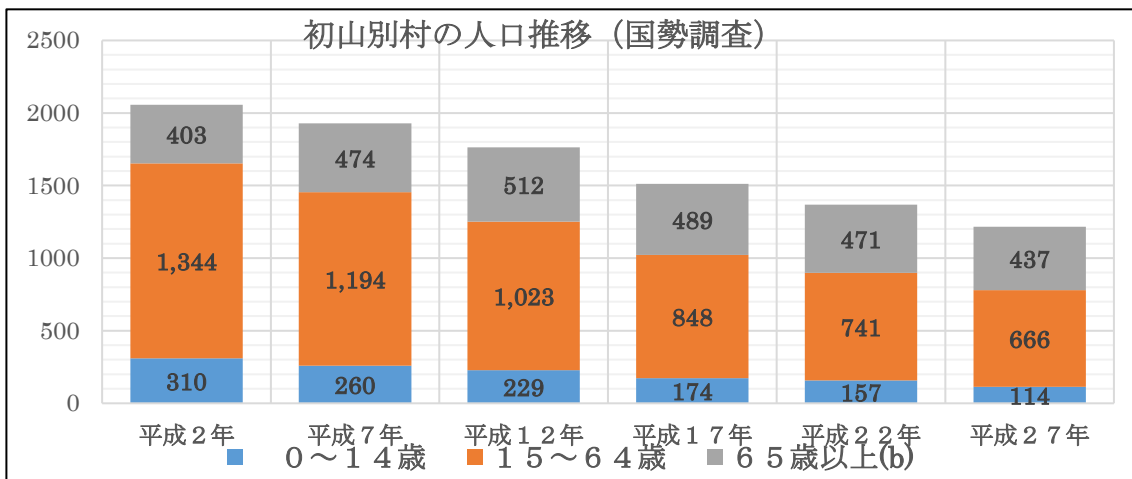
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

初山別村の人口は、昭和35年の5,167人をピークに減少し続け、平成27年国勢調査時点で1,217人となり、平成17年国勢調査から294人(19.45%)の減となっている。

また、年齢階層別の内訳は、0～14歳が114人(9.4%)、15～64歳が666人(54.7%)、65歳以上が437人(35.9%)となっており、少子高齢化の傾向が顕著に表れている。

初山別村の産業構造は、一次産業が主体となっており、海岸では漁業、内陸では農業が営まれている。平成27年国勢調査における産業別就業者数は630人であり、そのうち、第1次産業は206人(32.7%)、第2次産業は78人(12.4%)、第3次産業は346人(54.9%)となっており、平成17年国勢調査から第1次産業で67人の減、第2次産業で35人の減、第3次産業で14人の減となり、全体で116人の減となっている。

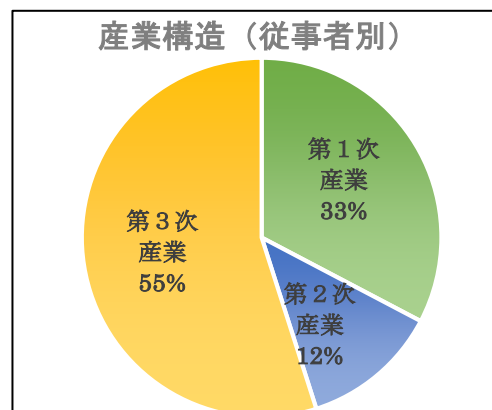
初山別村の商工業は中小企業によって成り立っている。工業は平成26年工業統計による事業者数で2事業所(従業員数25人)となっており、平成16年調査から変わりはないが、従業員数は8人の減となっている。また、商業は平成26年商業統計による事業所数で14事業所(従業者数52人)となっており、平成16年調査から1事業所の減、従業員数は8人の減と、多くの事業所で従業員不足や後継者不足といった課題に直面している。



初山別村の従事者別産業構造

産業区分	従事者数	割合
第1次産業	206人	32.70%
第2次産業	78人	12.38%
第3次産業	346人	54.92%
計	630人	100.00%

※平成27年国勢調査



加えて、村内の中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。

このように、村内の中小企業の経営環境が厳しい状況にある中、労働生産性を向上させる新たな設備投資を支援する必要がある。

(2) 目標

初山別村の中小企業が従業員の減少や高齢化に対応し、労働生産性の向上のための新たな設備導入を促進するためには助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、村内の中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指すものとする。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

初山別村の産業は多岐にわたり、多様な業種が経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において定める先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

初山別村は海岸では漁業、内陸では農業が営まれている。また、商工業は村内に点在しており、すべての産業の振興のため、本計画において対象とする地域は、初山別村全域とする。

(2) 対象業種・事業

初山別村の産業は多岐にわたり、多様な業種が経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現するため、対象業種は全業種とし、対象事業は労働生産性が年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は、国が同意した日から3年間とする

(2) 先端設備等導入基本計画の計画期間

事業者が策定する先端設備等導入計画は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

初山別村は、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

初山別村は、公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。